

市民ギャラリー「あいぽっと」の使用について

(「高砂市民ギャラリー運営に関する規程」より抜粋)

使用できる方

高砂市内にお住まいの方、高砂市内に勤務している方、高砂市内に事務所事業所等を有する法人その他の団体のいずれかに該当する方

使用の申込み及び承認

申込みの期間は、**使用を開始する月の3箇月前の属する月の初日から1週間前まで**です。

市民活動推進課窓口で「高砂市民ギャラリー使用申込書」を提出し、その承認を受けてください。承認後、「高砂市民ギャラリー使用承認書」を交付いたします。

なお、あらかじめ展示の内容を**1箇月前まで**にお知らせください。(広報紙たかさご及びBanBan テレビ・ラジオ等で案内するため。お知らせのない場合、展示のPRをいたしませんのでご了承ください。)

利用にかかる広報について

- ・ 広報の媒体は、広報たかさご、BanBan TV 等です。
- ・ 広報する内容は、展示会名、展示物の内容、団体名(個人名は掲載しません)です。
※広報を希望されない方は、事前に申し付けください。
- ・ 展示日の案内については、準備及び撤去の日を含んだ日で案内します。

使用の制限

次のいずれかに該当するときは、使用の承認の取り消し、使用の制限をすることがありますので、ご注意ください。

- ・ ギャラリーの設置趣旨に反するとき。
- ・ 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- ・ 政治活動、宗教活動又は営利活動を行うおそれがあると認められるとき。
- ・ 庁舎・設備・備品等を損傷するおそれがあると認められるとき。
- ・ 市の業務の執行に支障があるとき。
- ・ その他ギャラリーの運営上支障があると認められるとき。

※ 展示期間中、チラシの配布、ポスター貼付をされる場合、そのチラシ等に営利・宣伝活動と見なされる受講料、月謝、入場料等を問わず、料金等金額の掲載はしないでください。

使用期間等

使用期間は、原則として**1回につき2週間(月曜日～翌週金曜日)、1年につき60日以内**です。

展示時間は、庁舎開庁日の午前8時30分から午後5時15分です。

裏面もご覧ください

使用料

使用料は、無料です。

事前

展示物の搬入及び搬出について、使用申込書に記入された時刻に変更がある場合又は記入されていない場合は、必ず前日までに下記にお知らせください。また、使用日当日までに質問等がある場合も下記まで連絡してください。

連絡先 市役所 市民活動推進課 079-443-9006

搬入・搬出時

- ① 搬入・搬出は、開庁日のみ可能です。土曜、日曜等の閉庁日は原則搬入・搬出はできません。
- ② 搬入・搬出の際は、事前に市民活動推進課（本庁舎3階）まで、連絡してください。
- ③ 搬入・搬出時は、公務に支障をきたさないよう職員の指示に従い、できるだけ静かに行ってください。
- ④ 展示に必要な机、白布等の配置等は、使用者が行ってください。また、展示の際、ギャラリーの形態を変化させたり、設備等を損傷しないよう気をつけてください。
- ⑤ 使用期間が満了したとき又は使用の承認が取り消されたときは、職員の指示に従い、速やかに展示物を搬出し、原状に回復してください。

展示（使用）期間中

- ① 使用期間中の展示物の管理は、申込者の責任において行ってください。
- ② 展示物の破損、盗難その他の事故については、市は責任を負いませんので、ご了承ください。
- ③ 展示期間中は、公務に支障をきたさないようできるだけギャラリー内で騒がないようにしてください。市民室の全部又は一部の独占的使用は禁止です。
- ④ ギャラリーで展示物品の販売等、営業行為はしないでください。

※ 注意

市民ギャラリー「あいぽっと」は、通常、無人で運営しています。展示物については、使用者自らの責任において管理してください。特に高価なモノや貴重な作品等の展示については、人員配置や“触手厳禁”等の貼紙をするなど、必要な対策を講じてください。